

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量または最大需要電力等を、供給電圧と同等にするために原則として3パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

3 この供給条件の実施にともなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

4 料金の支払いにともなう費用における特別措置

契約電力が500キロワット未満である需要に適用される契約種別（以下「高圧500キロワット未満の契約種別」といいます。）の場合は2028年3月分の料金まで、高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は2028年2月分の料金までは、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合の支払いにともなう費用は、22（料金その他の支払方法）(1)ハにかかわらず、原則として、お客さま負担といたしません。

